

議案第 59 号

市川市使用料条例の一部改正について

市川市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 19 年 2 月 13 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市使用料条例の一部を改正する条例

市川市使用料条例(平成 11 年条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「もの」を「者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、一般墓地使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

別表第 4 火葬料の表中「30,000 円」を「50,000 円」に、「21,000 円」を「34,000 円」に改める。

別表第 7 動物園入園料の表の次に次の 1 表を加える。

動物園年間入園料

区 分	1 年当たりの額 (1 人につき)
高校生及び大人	1,150 円
小 中 学 生	290 円

別表第 11 プール施設使用料の表全体を開場する場合幼児の項を削る。

別表第 17 観覧料の表の次に次の 1 表を加える。

年間観覧料

区 分	1年当たりの額（1人につき）
一 般	1,910円
大学生及び高校生	960円

備考 この表は、特別の企画による作品等の展示が行われている場合において当該作品等を観覧するときについても適用があるものとする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第7に動物園年間入園料の表を加える改正規定及び別表第17に年間観覧料の表を加える改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の別表第4の規定は、平成19年4月1日以後に斎場の使用の許可の申請をする者に係る使用料について適用し、同日前に当該許可の申請をした者に係る使用料については、なお従前の例による。

## 理 由

本条例第6条の規定に基づきおおむね3年ごとに行う使用料の見直しを行った結果を踏まえ、利用者数の増加を図るため動物園及び東山魁夷記念館について年間使用料を設けるとともに、近隣市の使用料の状況を考慮し幼児に係る市民プール施設使用料の無料化等を行うほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

